

はじめに

◎第18期271回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）：扇谷、屋田、影原、中山、佐々木、安部、濱田
欠席委員（〃）：葛西、池田、小中
開催日時：平成19年10月5日（金） AM9：00～10：30
開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所 3F会議室

議題

1. 漁業権一斉切替のための漁場計画樹立基本方針について（協議）

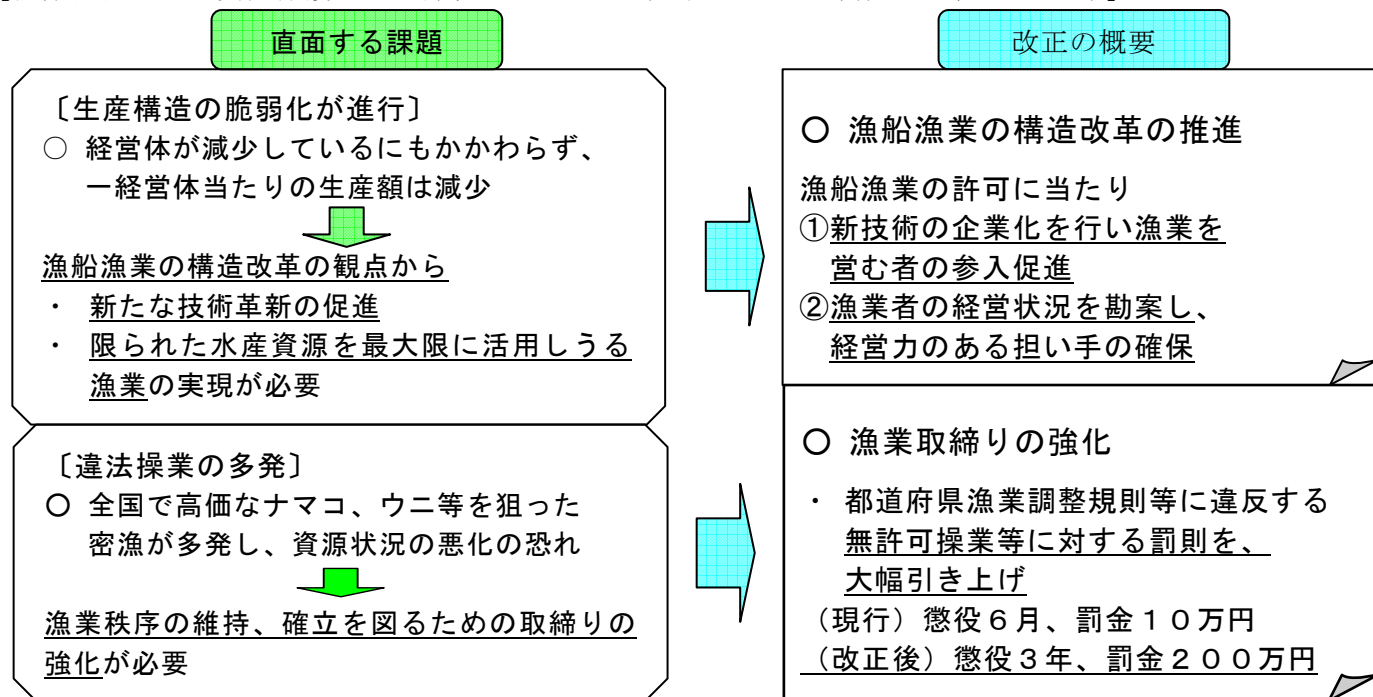
漁業権一斉切替のための漁場計画樹立基本方針について協議しました。委員からは、漁業権の行使料について、いくつか意見が出されました。水産庁によると、漁業権行使料の算定にあたっては、適正な必要費用を積み上げ具体的金額を明示した上で、総会で決定する等透明性の確保を図る必要があるとのこと。《協議の結果》 異議ない旨回答することになりました。

2. 漁業法及び水産資源法の一部改正と漁業調整規則の見直しについて（報告）

漁業法及び水産資源保護法の一部改正と漁業調整規則の見直しについて、県庁水産課より報告がありました。委員からは、違法操業を行った場合の罰則の強化について、密漁を防ぐためには非常に有効だという意見や大幅な改正なので漁業者一人一人に分かり易く周知・徹底しなければならないといった意見がありました。報告の概要は以下のとおりです。

《概要》

【漁業法及び水産資源保護法の一部改正について（施行予定日：平成20年4月1日）】



【島根県漁業調整規則（海面規則）の改正について】

- 1) 基本的な考え方
都道府県漁業調整規則例に準じた改正を行うほか、サザエ・アワビの密漁に対応した漁業許可制が必要かどうか検討する。
- 2) 具体的な検討項目
 - ① 漁業の許可について
 - (i) 特定の水産動植物の採捕を目的として営む漁業
 - ・ もじゃこ漁業 →島根県では密漁が行われていないため、許可制としない。
 - ・ さんご漁業 →実態がないため、許可制としない。
 - ・ サザエ、アワビ →漁業許可制の新設が必要かどうか検討する。
 - (ii) 特定の漁業の方法により営む漁業（現行の許可区分をベースに検討）
 - ・ 底建網漁業 →益田市での実績を踏まえ、許可漁業に移行する方向で検討する。
 - ・ すくい網漁業のただし書き →分かり易く、実態にあった表現に訂正する方向で検討する。
(旧) 集魚灯および動力式ぎょうろ装置を備える
(新) 集魚灯および動力式ぎょうろ装置を使用する
 - ② 漁業の禁止について
現行をベースに変更なしの方向で検討する。
 - ③ 禁止区域等について（現行規則第42条、43条）
規則例に基づき、削除する（許可制の制限条件に記載）方向で検討する。
 - ④ 漁獲成績報告書について
これまで許可の制限条件で提出を求めていたが、規則例に基づき、規則で規定する方向で検討する。

3. 日韓漁業問題について（報告）

日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実について、県庁水産課より報告されました。下記提案の実現に向けて今後も関係機関と連携し、国等への働きかけを強化していくとのことです。

《提案の内容》

- ・ 竹島の領土権を確立、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定により、暫定水域の撤廃を図ること。
- ・ それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- ・ 日本のEEZ内での韓国漁船の違法操業が根絶されるように、引き続き監視取締の充実強化を図ること。

4. 全漁調連日本海ブロック提出議題について

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックとして、山陰沖の漁業秩序の確立について上記3の提案内容を平成20年度も引き続き要望しました。

5. その他

【島根県中型まき網漁業のTAC消化状況について】

中型まき網漁業の漁獲可能量（TAC）の消化状況について、平成19年度のマアジの採捕量が漁獲枠を超える見込みとなり、計画変更する必要があるとの報告がありました。11月の審議会を経た上で隠岐海区に諮問する予定とのことです。

◎次回の開催予定

開催時期－11月中～下旬 開催場所－隠岐郡隠岐の島町 漁業協同組合 JFしまね西郷支所

おわりに

◎雪も降り積もり、冬らしい日が続いております。早朝は氷点下になることも考えられますので、路面の凍結等に注意し、交通事故のないようにしましょう。

連絡先
 隠岐支庁水産局内
 隠岐海区漁業調整委員会事務局
 Tel: 08512-2-9669
 Fax: 08512-2-9674